

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	44	府省庁名 <u>国土交通省</u>	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()		
要望項目名	外航用コンテナに係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供される一定の外航用コンテナについて、固定資産税の課税標準の特例措置を受けることができることとなっているが、その適用期限を延長する。 ・特例措置の内容 固定資産税の課税標準の特例措置（4/5） 		
関係条文	〔 地方税法附則第15条第1項、地方税法施行規則附則第6条第1項 〕		
要望理由	<p>四面を海に囲まれた我が国にとって、貿易量の99.7%を担う我が国外航海運は、我が国経済・国民生活を支える上で大きな役割を担っているところであるが、世界単一市場である外航海運において、欧米やアジアの船社と熾烈な国際競争を展開しており、とりわけコンテナ輸送を中心とする定期航路部門において、外国海運企業との間における厳しい国際競争にさらされている。</p> <p>そこで、我が国経済・国民生活を支えていく上で、コンテナ輸送を中心とする定期航路部門を始め、我が国外航海運を競争力ある形で安定的に維持・確保を図るとともに、高質かつ効率的、安定的な国際海上輸送サービスの提供の確保、具体的には一定の規格に統一されたコンテナを使用することによる幅広い種類の貨物を同時かつ大量に輸送することを可能とする効率性、またコンテナ船の高い運航頻度及び定時運航の実現等による安定性といったサービスの確保を持続的に図っていくため、当該税制による支援措置を講じることにより、一定規模の外航コンテナの整備を図ることを目的としている。</p> <p>なお、主要海運国ではコンテナに固定資産税を課しておらず、我が国外航海運事業者の国際競争条件の均衡化を図る必要があること、また、外航コンテナの国内滞留率は5%程度であり、工場など恒久的に国内に所在する資産とは性格を異にするものであることから、本制度による特例措置が必要と考える。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (668)	(平年度) — (718) (単位:百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税 —	・融資、補助金その他 —
	22年度の望	・国税 —	・融資、補助金その他 —
過去の要望経緯	昭和45～昭和50年度	課税標準1/2	
	昭和51～昭和54年度	課税標準2/3	
	昭和55～昭和56年度	課税標準3/4	
	昭和57～平成21年度	課税標準4/5	
本要望に対応する縮減案	—		